

美里町社会福祉法人の助成に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年9月22日

美里町長 相澤清一

美里町条例第26号

美里町社会福祉法人の助成に関する条例の一部を改正する条例

美里町社会福祉法人の助成に関する条例（平成18年美里町条例第117号）の一部を次のように改正する。

第2条中「、当該法人が行う事業に要する経費について」を削り、同条に次の1項を加える。

2 補助金の交付の対象となる経費は、規則で定める事業の資金又は事務費とする。

第5条を第10条とし、同条の前に次の2条を加える。

（助成の取消し等）

第8条 前条の規定に違反したときは、町長は助成の全部又は一部を取り消し、既に交付された補助金、貸付金その他の財産があるときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずることができる。

（事業報告）

第9条 助成の決定を受けた社会福祉法人は、助成の対象となった事業について、事業年度を終了したときは、町長に事業報告をしなければならない。

第4条第1項中「財産を」の次に「助成の」を加え、同条を第7条とし、同条の前に次の2条を加える。

（財産の貸付けの決定）

第5条 町長は、財産の貸付けの決定をしたときは、申請した社会福祉法人に対しその旨を通知する。

2 町長は、前項の決定に当たっては、返済期日等貸付けに係る条件等を定めなければならない。

（事業計画の変更等）

第6条 財産の貸付けを受けた社会福祉法人は、財産の貸付けを受けた事業の計画を変更し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

第3条第1項各号列記以外の部分中「前条」を「第2条第1項」に改め、「助成」の次に「（資金その他の財産の貸付けをする場合に限る。以下「財産の貸付け」という。）」を加え、同項第2号中「助成」を「財産の貸付け」に改め、同条第2項を削り、同条を第4条とする。

第 2 条の次に次の 1 条を加える。

(補助金の交付手続等)

第 3 条 前条第 2 項の補助金の交付等に関しては、この条例に定めるもののほか、補助金等の交付に関する規則の定めるところによる。

附 則

この条例は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。